

令和3年度 鹿児島地方最低賃金審議会
第4回 鹿児島地方最低賃金審議会議事録

開催日時	令和3年8月24日（火）10時02分～11時10分	
開催場所	鹿児島合同庁舎 第2会議室	
出席者	公益代表委員（5名）	石塚孔信 志賀玲子 原田いづみ 松枝千鶴 山本晃正（敬称略）
	労働者代表委員（5名）	大木順子 喜納浩信 白石裕治 日高実禎 三浦辰男（敬称略）
	使用者代表委員（3名）	岩元義弘 濱上剛一郎 森山麗子（敬称略）
	事務局（5名）	三輪労働局長 榎園労働基準部長 勝田賃金室長 壺屋賃金室長補佐 永山賃金係長
議題	<ol style="list-style-type: none"> 1 令和3年度鹿児島県最低賃金答申に係る異議申出について 2 鹿児島県最低賃金専門部会の廃止について 3 令和3年度産業別最低賃金の改正決定の必要性の有無について 4 令和3年度産業別最低賃金の改正決定について 5 令和3年度産業別最低賃金に係る専門部会の運営について 6 その他 	
配付資料	<ol style="list-style-type: none"> 1 令和3年度地域別最低賃金の審議・決定状況 2 異議申出書（写） 3 専門部会審議経過本審報告書（部会長） 4 運営小委員会報告書（写）運営小委員会における労使の主な主張 <ol style="list-style-type: none"> ① 鹿児島県自動車（新車）小売業 ② 鹿児島県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業 5 令和3年度最低賃金基礎調査結果（労働者数復元、事業所数復元） 最低賃金引上額・率と影響率の関係表及び総括表 <ol style="list-style-type: none"> ① 自動車（新車）小売業 ② 電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業 6 鹿児島県産業別最低賃金の改定状況の推移 <ol style="list-style-type: none"> ① 自動車（新車）小売業 ② 電気機械器具、情報通信機械器具、電子部品・デバイス製造業関係 7 令和3年度産業別最低賃金決定状況（全国・ランク別） <ol style="list-style-type: none"> ① 自動車小売業関係 ② 電気機械器具、情報通信機械器具、電子部品・デバイス製造業関係 <p>審議会進行時の配付資料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鹿児島地方最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について（諮問）（写） ・鹿児島地方最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について（答申）（写） ・鹿児島県自動車（新車）小売業最低賃金の改正決定の必要性の有無について（答申）（写） ・鹿児島県自電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無について（答申）（写） ・最低賃金の改正決定について（諮問）（写） 	

○ 山本会長

それでは、定刻を若干過ぎましたけれども、ただ今より、令和3年度の第4回鹿児島地方最低賃金審議会を始めたいと思います。

始めるに先立ちまして、この審議会の成立の状況につきまして、事務局より、ご報告をお願いします。

○ 勝田賃金室長

それでは、報告をいたします。

審議会は、委員の3分の2以上又は労働者を代表する委員、使用者を代表する委員及び公益を代表する委員の各3分の1以上が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができないと規定されておりますが、本日は、公益側委員5名、労働者側委員5名、使用者側委員3名の合計13名の委員にご出席いただいておりますので、定足数を満たしており、本審議会は有効に成立しておりますことをご報告いたします。

○ 山本会長

ありがとうございました。審議会は有効に成立しているということですので、早速、議題に入りたいと思います。

まず、第1番目の議題、令和3年度鹿児島県最低賃金（答申）に係る異議の申出についてということです。この点について、事務局よりご説明をお願いいたします。

○ 勝田賃金室長

それでは、異議申出に係る経過と今後の流れ等について、ご説明いたします。

ご承知のとおり、鹿児島県最低賃金改正につきましては、鹿児島地方最低賃金審議会及び県最賃専門部会での審議を経て、8月6日に答申をいただきましたが、その後、法令に従いまして、鹿児島合同庁舎掲示板に、答申内容に異議がある者は、申出書を8月23日までに提出するよう公示を行なったところでございます。

このような経過を経て、お手元の資料番号2にございますとおり、8月20日に、鹿児島県労働組合総連合、鹿児島県医療労働組合連合会、コープかごしま労働組合及び鹿児島県自治体関連労働組合総連合から、異議申出書が提出されております。異議申出がなされた場合には、最低賃金法第11条の規定により、その申出について、最低賃金審議会に意見を求めなければならないと定められております。

したがって、この後、鹿児島労働局長から異議申出に係る諮問をさせていただきますので、ご審議のうえ会長から答申をいただくという流れになります。

どうぞよろしく申し上げます。

○ 山本会長

どうもありがとうございました。ただいま、事務局より、異議申出の経過、それから、今後の流れにつきまして、説明いただいたかと思えます。

今の説明につきまして、何かご質問、ご意見ありますでしょうか。よろしいでしょうか。

○ 山本会長

それでは、労働局長のほうから異議申出に係る諮問をお願いいたします。

既に諮問の写しは、皆さまのお手元に配付済みであろうと思いますので、そちらをご覧ください。

○ 三輪労働局長

それでは、諮問させていただきます。

鹿労発基 0824 第 2 号、令和 3 年 8 月 24 日。鹿児島地方最低賃金審議会会長、山本晃正殿。鹿児島労働局長、三輪宗文。鹿児島地方最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について（諮問）。標記について、鹿児島県労働組合総連合、鹿児島県医療労働組合連合会、コープかごしま労働組合及び鹿児島県自治体関連労働組合総連合から、別添のとおり最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）第 11 条第 2 項に基づく異議の申出があったので、貴審議会の意見を求める。

よろしく申し上げます。

（三輪労働局長から山本会長へ諮問文を手交）

○ 山本会長

それでは、ただ今、諮問を受けましたので、異議申出の内容につきまして審議を始めたいと思います。

まず、事務局より、異議申出の内容など、その他につきまして説明をお願いいたします。

○ 壺屋賃金室長補佐

異議申出書につきましては、お手元の資料 2 にその写しをお付けしております。詳細につきましては、そちらをご覧くださいと思います。

まず、当該異議申出につきましては、4 件ございますけれども、4 件とも全て、異議申出期間内である 8 月 20 日の申出であること。そして、当該異議申出者は、当該意見に係る最低賃金の決定によって直接利害関係を生ずる個々の労働者を主たる構成員とする団体であること。こういったことから異議申出者等の要件を満たしていると認められるところでございます。

次に異議申出書についてです。4 件ございますけれども、最初に載っておりますのは、鹿児島県労働組合総連合から提出された異議申出書については、異議申出の理由としまして、1 日 8 時間、週 40 時間働いても、憲法 25 条で保障された健康で文化的な最低限の暮らしが実現できる水準には届いていないこと、地域間格差による労働力の県外流出に加え、エッセンシャルワーカーの働きに報いるためにも最低賃金の引き上げが必要であること、地域経済を活性化させるためには、労働者の賃金の引き上げと低所得者の底上げが重要であることを挙げております。

そして、異議申出の内容としまして、鹿児島県最低賃金額を時間額 821 円とする答申については不服であり再審議を求めること、中小企業・小規模事業所への支援策のさらなる強化・充実に努めること、異議に関する審議の公開と意見陳述の機会を保障することを述べております。

次に、鹿児島県医療労働組合連合会から提出された異議申出書については、異議申出の理由としまして、答申は、最低賃金法の賃金の低廉な労働者の生活の安定を図り、経済の健全な発展に寄与する目的を果たしていないこと、地域間格差が解消されておらず、コロナ禍の中、奮

闘しているエッセンシャルワーカーの低賃金状態の改善には、最低賃金の大幅な引き上げが重要であることを挙げております。

そして、異議申出の内容としまして、地域別最低賃金の時間額を 28 円引上げ、821 円と改正する答申については不服であること、最低生計費の視点に立って再審議し、上積みを行うことを述べております。

次に、コープかごしま労働組合から提出された異議申出書につきましては、異議申出の理由としまして、改定額 821 円は、憲法 25 条が保障する健康で文化的な生活さえできない水準であること、全国一律最賃制度の実現により、地域間格差を解消すること、最低賃金の大幅な引き上げには、公的支援が欠かせませんけれども、その使用に当たっては、中小零細企業への配慮が不可欠であることを挙げております。

そして、異議申出の内容としまして、鹿児島県の最低賃金額を時間額 821 円とすることは不服であること、最低賃金額を時間額 1500 円以上とすること、中小企業支援策について制度の検討を行い、使いにくい場合には、国に対して要請していただきたいことを述べております。

次に、鹿児島県自治体関連労働組合総連合から出ております異議申出書につきましては、異議申出の理由としまして、改定額 821 円は、憲法 25 条が保障する健康で文化的な最低限の生活さえできない水準であること、中小零細企業への大幅な支援拡充について、審議会の中で意見がなされたこと、審議委員の選出過程が明らかにされておらず、議論の傍聴をすることもできないことを挙げております。

そして、異議申出の内容としまして、鹿児島県の最低賃金額を、時間額 821 円とすることは不服であり、時間額 1500 円以上とすること、中小企業支援策の充実について、政府や県に対して意見いただきたいこと、審議委員の選出方法を明らかにし、公開の場において議論を担保することを述べております。

それぞれの異議申出書の内容につきましては、資料にて確認をお願いいたします。

簡単ではございますけれども、以上で内容についての説明を終わらせていただきます。

○ 山本会長

ただいま、お手元の資料 2 に則しまして、かいつまんで、4 つの団体からの異議申出の説明があったかと思えます。

今回、皆さん方、この申立書を初めてご覧になるかと思えますので、10 分程度、今 15 分ですので、私の時計で 25 分まで 10 分程度時間をとりますので、それぞれ、各委員でお目通しいただきたいと思えます。

10 分間の時間で読んでいただきたいと思えます。よろしくをお願いいたします。

○ 山本会長

それでは、皆さん、10 分という短い間でしたけれども、4 団体からの異議申立書を、それぞれ、熟読していただいたかと思えます。

この専門部会における審議状況につきましては、8 月 6 日の第 3 回の本審の際に、石塚部会長代理から報告をいただいておりますけれども、もう一度、異議の申出がなされたので、改めて、これまでの本審及び専門部会での調査審議の状況につきまして、事務局から、ご説明をお願いいたします。

○ 壺屋賃金室長補佐

それでは、本審、専門部会での調査審議状況につきまして、ご説明させていただきます。

お手元の資料3に、8月6日開催の第3回本審で資料として添付いたしました専門部会審議会経過の部会長報告を再度添付させていただきました。

審議会の開催経過につきましては、第1回本審を7月2日に開催し、本年度の県最賃改定に係る諮問を行わせていただきました。その後、7月21日に第2回本審が開催され、中賃による目安答申が伝達されました。専門部会は7月28日から8月6日まで計4回にわたって開催し、改正審議が行われました。専門部会での労使の主張につきましては、資料3の審議経過をご覧くださいと思います。

全会一致に向けて慎重かつ熱心な審議を重ねてきましたけれども、双方の考え方に開きがあり、金額の一致に至らなかったため、公益委員見解を示したうえで、現行最低賃金793円を28円引上げて821円にする案を示し、採決した結果、賛成5名、反対3名でした。公益委員案が専門部会の意見として取りまとめられ、同日開催の第3回本審に報告されました。その後、第3回本審において、改めて専門部会報告書のとおり決定してよろしいか諮ったところ、異議ありということでしたので、採決した結果、賛成多数で専門部会報告書のと通りの結論に達したところでございます。

本年度も、長時間に及ぶ慎重な審議を経て答申をいただいたという経過でございます。

以上でございます。

○ 山本会長

ただいま、事務局から、本年度の本審・専門部会での審議の状況・経過などを、ご説明いただきました。

これを踏まえまして、今、皆さん方のお手元にあつて、黙読していただきました、異議申出の内容に関する意見などがございましたら、ご発言をお願いいたします。

いかがでしょうか、よろしいでしょうか、ありますか。どうぞ。

○ 喜納委員

異議申の内容については、労働側として主張した内容が含まれているというのは、勿論認識しております。

ただ、専門員会で審議した過程において、使用者側の皆さん、経営の状況、それから社会経済、コロナ禍の状況を含めて、多様な審議の中で、公益委員の皆さんから見解が提出されて、最終採決に至ったという経過の中からはすれば、その採決の結果を、労側としても、尊重して、その28円の引上げについては、ご理解をいただきたいと思っています。

以上です。

○ 日高委員

経過は、今、喜納の方から申しあげましたとおりでありますし、本日の資料でも、労働側の思いは、述べさせていただきましたが、一日でも早く、加重平均で1,000円、そのうえで、1,000円以上ということについては、何も変わるものではありません。

従って、28円というのが、もろ手をあげて賛成かと言うと、実際そうではないのですが、このコロナ禍の中、やはり、非正規やパート、派遣、学生、外国人、または、ひとり親世帯などですね、多くの皆さんが非常に苦しい生活を強いられている。そういった意味では、1日でも早く28円という額で、最低賃金を上げたいという思いがあります。

更に、コロナが急速に拡大する中で、本県についても、まん延等特別措置が適用されるなど、先行きの不透明感がある。そういった意味からでも、1日でも早く、28円で施行するべきだというふうに思っております。

以上です。

○ 山本会長

ありがとうございました。

他に、何か、ご意見ありますでしょうか。

使側からは、よろしいでしょうか。お願いいたします。

○ 濱上委員

この異議申出に関する意見というか、感想ということ言えば、28円という額に対しても、私どもは、反対ということではございません。

そうしたなか、この異議申出が出て、一応、1,500円以上ということで、正直、残念というよりは、ちょっと悲しくなったのかなという気がいたします。

今の状況です。これまでに経験したことのないような、パンデミック、それから、今現在が、非常事態、緊急事態のなか、ますます状況が厳しくなっているということ。そういったなか、鹿児島ではまん延防止が出ているというなかで、飲食業を中心に、経済活動が非常に制約されているわけです。

そういったなかで、1,500円以上という、この平時ならまだわかりますが、あまりにも、こういう状況のなか、言葉は過ぎるかもしれませんが、現実離れしているのではないかなと思っています。

現在の、こういったコロナの状況というのを、どのように認識していらっしゃるのかなというふうなことも聞きたいと思えます。

最低賃金の意義というのは、専門部会でも議論をいたしました。私どもも、特に、立場の弱い労働者の皆さんの保護ということは、理解しているつもりでもおりますし、上げていくべきだという社会的要請も理解をしているつもりでございます。だから、いつも申し上げております、上げられるところは積極的に上げてまいりたいということは申し上げているわけです。

一方で、最賃法の第1条には、国民経済の健全な発展に寄与するという文言もあるわけです。中小零細企業、皆さん方も、国民であるわけですから、こういった方々の事業運営のことも考えなくてはならないというようなことであります。

繰り返しますけれども、平時ならまだしも、こういう緊急事態、異常事態のなかで、こういった異議申出が出されたということは、あまりにも現実からかけ離れているのではないかなというのが感想であります、

以上です。

- 山本会長
どうもありがとうございました。

- 濱上委員
それから、もう1点、よろしいでしょうか。

- 山本会長
どうぞ。

- 濱上委員
密室審議の中で出された答申であるという言葉もありました。
これは、やっぱりちょっと、私ども、ショックな言葉だったということも申し添えておきます。

- 山本会長
どうもありがとうございました。
ほかに、何かご意見ありますでしょうか、よろしいでしょうか。

- 山本会長
今、お三方からご意見をいただきました。
いずれも、この間、本審、或いは、専門部会で重ねてきた議論を、ある意味では、繰り返している議論かと思えます。
異議申出の内容自体、これまで専門部会、その他で、よく出されてきた意見が大半であろうかと思えます。
新しい論点が出てきたということでも無いのかなというふうに思っております。
したがって、既に、専門部会、その他で、十分に調査・審議をしているということで、8月6日付けの答申の内容を、変更するという必要は、現時点では無いのではないかなというふうに私は考えております。
他に、意見は、よろしいでしょうか。

- 山本会長
先ほどの、密室というのは、原則として審議会は公開をしておりますので、専門部会のみ非公開ということにしておりますけれども、これは、双方、様々な意見調整を諮るうえで、そのほうが相応しいであろうというふうに、会議体として判断をして進めているということでもありますので、必ずしも、先ほど、濱上委員のほうから、ご意見ありましたように、審議経過が非公開になって密室だという批判は、必ずしも、当てはまらないのではないのかなと私としては思っております。

- 山本会長
それでは、お諮りをしたいと思います。

本件の、鹿児島県労働組合総連合ほか3つの団体、合計4つの団体から提出されました異議申出につきまして、当審議会の結論として、既に十分調査審議済みであって、8月6日付けの答申の意見のとおり決定をすることが適当であると思いますが、それでよろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 山本会長

それでは、皆さんの異議なしということで、承認を得られたものとして、当審議会の結論としましては、8月8日付けの答申のとおり決定することが適当であるということにしたいと思います。

それでは、事務局のほうで、答申文を作成する時間が若干必要だということですので、5分程度、休憩としたいと思います。

準備をお願いいたします。

○ 山本会長

それでは、審議を再開したいと思います。

異議申出に関して諮問があったことに対する答申文を読み上げたいと思いますので、労働局長は、前の方においでください。

令和3年8月24日。鹿児島労働局長、三輪宗文殿。鹿児島地方最低賃金審議会会長、山本晃正。鹿児島地方最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について（答申）。本日、貴職から、令和3年8月6日付け鹿児島県最低賃金の改正決定に係る当審議会の意見に対する鹿児島県労働組合総連合、鹿児島県医療労働組合連合会、コープかごしま労働組合及び鹿児島県自治体関連労働組合総連合からの異議申出について意見を求められたので、慎重に審議した結果、下記の結論に達したので答申する。記。令和3年8月6日付け答申どおり決定することが適当である。

以上です。

(山本会長から三輪労働局長へ答申文を手交)

○ 三輪労働局長

ありがとうございます。

○ 三輪労働局長

答申をいただきましたので、一言挨拶を申し上げます。

委員の皆様には、お忙しいところ、審議会にご出席いただき、ご審議をいただきまして、誠にありがとうございます。

本日は、鹿児島地方最低賃金審議会の意見に関する異議の申出についてということで諮問させていただきました。ご審議の結果、8月6日付け答申どおり決定することが適当であるという答申をいただいたところでございます。

この答申をいただきましたので、私どもといたしましては、官報公示といった手続きを進めるなど、しっかりと対応してまいりたいと考えております。

改めまして、ご審議いただきまして、誠にありがとうございました。

○ 山本会長

それでは、今後のスケジュールにつきまして、事務局から何かありますでしょうか。

○ 勝田賃金室長

ただ今、答申をいただきましたので、今後の事務的なスケジュールを申し上げたいと思います。

地域別最低賃金の発効につきましては、最低賃金法第 14 条第 2 項により、地域別最低賃金の改定の決定は、公示の日から起算して 30 日を経過した日から、その効力を生ずるというふうになっております。

現在の予定では、官報への公示が、9 月 2 日を予定しておりますので、10 月 2 日に発効される予定となります。

官報公示されれば、発効日も確定しますので、その後においては、鹿児島県民の皆様に鹿児島県最低賃金を知っていただく必要がありますので、労働局としても、広く周知していくということとしております。

また、中小企業・小規模事業場に対する支援策についても、併せて周知することとしておりますので、今後ともご協力を賜りますようお願いいたします。

以上です。

○ 山本会長

それでは、1 番目の議題を終了しまして、2 番目の議題、鹿児島県最低賃金専門部会の廃止についてに入りたいと思います。

この点について、事務局よりご説明をお願いします。

○ 勝田賃金室長

それでは、ご説明いたします。

鹿児島県最低賃金専門部会につきましては、7 月 2 日の県最賃改訂の諮問を受けて設けられ、計 4 回に亘り開催して、8 月 6 日の第 3 回本審で部会報告を行い、採決のうえ、会長より答申が行われたところであります。

その答申について異議申出がなされ、本日審議していただきました結果、8 月 6 日の答申どおりという結論をいただいたため、県最賃専門部会としては、役割が本日をもって終了したと思われま。

最低賃金審議会令第 6 条第 7 項では、最低賃金専門部会は、その任務を終了したときは、審議会の議決により、これを廃止するものとする規定されております。

既にその任務を終了したと思われましますので、本年度の最低賃金専門部会につきましては、本日をもって廃止してはどうかというような提案でございます。

よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○ 山本会長

ただ今、事務局より、令和3年度鹿児島県最低賃金専門部会は、その任務を終えたということから、廃止してはどうかという提案であったかと思いますが、廃止するという事によろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 山本会長

それでは、異議のないものとして、この時点で、令和3年度の鹿児島県最低賃金専門部会を、本日をもって廃止するという事にしたいと思います。

○ 山本会長

続きまして、3番目の議題です。

令和3年度産業別最低賃金の改正決定の必要性の有無についての審議に入りたいと思います。これにつきましては、8月13日に開催されました運営小委員会で審議がなされております。それにつきましては、松枝委員長からご報告をお願いいたします。

○ 松枝運営小委員会委員長

松枝でございます。

産業別最低賃金の改正の申出は、自動車(新車)小売業及び電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業の2件について提出され、7月21日に開催された第2回本審の際に、鹿児島労働局長から、改正決定の必要性の有無について諮問を受けております。

このため、8月13日に運営小委員会を開催して、申出がございました2件の産業別最低賃金の改正決定の必要性の有無について、関係労使の方々を交えて審議いたしました。

その結果、自動車関係と電気関係の2件については、全会一致で、改正決定の必要性ありとの結論になりました。

報告書の内容は、お手元の資料番号4の①及び②の報告書の写しのとおりとなっておりますのでご覧ください。

それでは報告書を読み上げます。まず、資料4の①からです。

令和3年8月24日。鹿児島地方最低賃金審議会会長、山本晃正殿。鹿児島地方最低賃金審議会運営小委員会委員長、松枝千鶴。鹿児島県自動車(新車)小売業最低賃金の改正決定の必要性の有無について(報告)。当小委員会は、令和3年7月21日鹿児島地方最低賃金審議会において付託された標記について、慎重に審議を重ねた結果、鹿児島県自動車(新車)小売業最低賃金について、改正決定することを必要と認めるとの結論に達したので報告する。なお、本件の審議に当たった当小委員会の委員は、下記のとおりである。記。公益代表委員、志賀玲子、松枝千鶴、山本晃正。労働者代表委員、喜納浩信、白石裕治、日高実禎。使用者代表委員、岩重昌勝、濱上剛一郎。以上でございます。

続いて、資料4の②をご覧ください。

令和3年8月24日。鹿児島地方最低賃金審議会会長、山本晃正殿。鹿児島地方最低賃金審議会運営小委員会委員長、松枝千鶴。鹿児島県自電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無について（報告）。当小委員会は、令和3年7月21日鹿児島地方最低賃金審議会において付託された標記について、慎重に審議を重ねた結果、鹿児島県自電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金について、改正決定することを必要と認めるとの結論に達したので報告する。なお、本件の審議に当たった当小委員会の委員は、下記のとおりである。以下、同文でございませう。

それでは、私のほうから会長へ報告書をお渡しいたします。

（松枝運営小委員会委員長から山本会長へ報告書を手交）

○ 松枝運営小委員会委員長

なお、運営小委員会の結論の報告と併せまして、運営小委員会の審議における労使各側の主な主張も報告することになっておりますが、労使の主な主張は、資料4の各報告書の次に添付されておりますので、説明を省略させていただきます。

私からは、以上です。

○ 山本会長

それでは、ただいま、松枝委員長からの報告を踏まえまして、各産業別の最低賃金の改正決定の必要性の有無についての審議に移りたいと思います。

ただいまのご報告につきまして、何かご質問、ご意見ありますでしょうか。

よろしいでしょうか。

○ 山本会長

それでは、ご質問、ご意見、無いようですので、皆様にお諮りをしたいと思います。

7月21日の第2回本審において、鹿児島県労働局長から諮問を受けました自動車（新車）小売業を始めとする2件の産業別最低賃金についての改正決定の必要性の有無につきまして、運営小委員会の結論を受けまして、当審議会においても、自動車関係及び電気関係の産業別最低賃金について、改正決定の必要性ありと決定してよろしいでしょうか。

（異議なし）

○ 山本会長

それでは、ご異議ないものとして、そのように決したいと思います。

当審議会は、運営小委員会における結論と同じ結論を決定したということですので、これより、鹿児島労働局長に答申をしたいと思っておりますので、答申文の準備を事務局のほうはお願いいたします。

○ 山本会長

それでは、答申文をお渡しいたしますので、局長は、前の方をお願いいたします。

令和3年8月24日。鹿児島労働局長、三輪宗文殿。鹿児島地方最低賃金審議会会長、山本晃正。鹿児島県自動車（新車）小売業最低賃金の改正決定の必要性の有無について（答申）。当審議会は、令和3年7月21日付けをもって最低賃金法第21条の規定に基づき貴職から諮問のあった鹿児島県自動車（新車）小売業に係る最低賃金の改正決定の必要性の有無について、慎重に審議した結果、鹿児島県自動車（新車）小売業最低賃金について改正決定することを必要と認めるとの結論に達したので答申する。

もう1件。日付け、その他は同文です。

鹿児島県自電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無について（答申）。当審議会は、令和3年7月21日付けをもって最低賃金法第21条の規定に基づき貴職から諮問のあった鹿児島県自電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業に係る最低賃金の改正決定の必要性の有無について、慎重に審議した結果、鹿児島県自電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金について改正決定することを必要と認めるとの結論に達したので答申する。

以上です。

（山本会長から三輪労働局長へ答申文を手交）

○ 三輪労働局長

ありがとうございます。

○ 山本会長

以上で、3番目の審議議題であります、令和3年度の産業別最低賃金の改正決定の必要性の有無についての審議を終了したいと思います。

続きまして、第4番目の議題、令和3年度産業別最低賃金の改正決定についての議題です。それでは、産業別最低賃金の改正決定について諮問をお願いいたします。

○ 三輪労働局長

自動車関係と電気関係の2件の産業別最低賃金の改正決定の必要性につきまして、必要性ありとの答申をいただきましたので、早速ではございますけれども、これら2件の産業別最低賃金の改正決定につきまして、諮問をさせていただきます。

鹿労発基 0824 第3号、令和3年8月24日。鹿児島地方最低賃金審議会会長、山本晃正殿。鹿児島労働局長、三輪宗文。最低賃金の改正決定について（諮問）。最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第2項の規定に基づき、下記最低賃金の改正決定について、貴会の調査審議をお願いする。記。鹿児島県自動車（新車）小売業最低賃金（平成20年鹿児島労働局最低賃金公示第2号）。鹿児島県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金（平成20年鹿児島労働局最低賃金公示第4号）。

よろしくをお願いいたします。

(三輪労働局長から山本会長へ諮問文を手交)

○ 山本会長

ただ今、自動車関係及び電気関係の2件の産業別最低賃金の改正決定についての諮問を受けました。

これら2件の審議を行うに際しまして、最低賃金法第25条第2項に基づきまして、専門部会を設置することになります。

本日の諮問を受けまして、今後は各専門部会での審議になりますので、よろしく願いいたします。

○ 山本会長

次の議題に入ります。

議題5、令和3年度産業別最低賃金に係る専門部会の運営についてです。

従来、産業別最低賃金の改正決定につきましては、全会一致を目指すべきものとされておりますので、最低賃金審議会令第6条第5項を適用しまして、専門部会の決議が全会一致である場合、その専門部会の決議をもって本審の決議とする、という取扱いをしてまいりました。

今後、諮問を受けました産業別最低賃金の改正につきましても、同様の取扱いをしていきたいと思っておりますけれども、よろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 山本会長

ありがとうございます。

それでは、専門部会で全会一致の場合には、専門部会の決議をもって本審の決議とするということにしたいと思えます。

最後の議題は、その他ですが、何か、委員の皆様から、ご発言ありますでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、無いようですので、今後の予定等につきまして、事務局からご説明をお願いいたします。

○ 壺屋賃金室長補佐

産業別最低賃金の改正等に係る今後の日程につきまして、ご説明させていただきます。

本日、改正決定の諮問をさせていただきました産業別最低賃金につきましては、各専門部会委員の推薦公示を早速行います。委員の推薦は9月14日火曜日までをお願いしたいと考えております。

また、諮問に対する関係労使の意見聴取に係る公示につきましては、締め切りを9月14日火曜日までと考えております。

年内発効のためには、最終結審日は11月1日月曜日です。早期に発効できるよう、各専門部会は9月下旬から開催していくことで日程調整を行なってまいります。どうぞ、よろしくお願い申し上げます。

産業別最低賃金については、関係労使のイニシアティブにより設定されるという性格から、全会一致に至るよう努力することが望ましいとされておりますけれども、万が一、全会一致に至らず採決になった場合には、再度、本審を開催することになります。

専門部会を進めていく中で、必要に応じて、第5回本審の日程を調整させていただく場合もございます。その際は、どうぞ、ご協力方よろしくお願いいたします。

続きまして、今後の本審の予定について説明させていただきます。

第1回の本審におきまして、年間の運営予定を資料としてお出しして提案させていただきました。

定例的な本審としては、本日が最後になります。その理由は次のとおりでございます。

平成17年度までは、12月と3月にも、それぞれ本審を開催しておりました。平成18年度からは、これらの本審を省略してきている経緯がございます。

省略の理由としましては、12月に本審を開催する場合、各産業別専門部会が結審して、専門部会がその役目を終えている時期に当たりますので、各産業別専門部会の報告、それと専門部会の廃止といったようなことが、主な議題となってまいります。

しかしながら、産業別専門部会の報告につきましては、結審後に遅滞なく会長宛てに専門部会報告を送付する、という方法によりまして代替措置を講じることが可能であること。また、各専門部会の廃止につきましては、その任務を終了したときは、任務を終了した時点で廃止できることになっておりまして、各専門部会が結審し、異議申出がなかった場合には、異議申出締切日の翌日をもって廃止する旨を、あらかじめ本審で議決しておくことによりまして対応可能であることから、そのような手続きをとることで、例年どおり12月の本審は省略できるのではないかと考えているところでございます。

なお、異議申出があった場合には、地域別最賃と同様に、局長が諮問し、本審で、ご審議いただくこととなりますので、その本審において産業別専門部会の廃止を議決いただければ足りるものと考えております。

また、3月に本審を開催する場合、次年度の審議会運営についての概要説明、あるいは、次年度の産業別最低賃金の改正等に係る関係労使からの意向表明の報告、といったようなことが主な議題として考えられているところでございます。

これらにつきましても、先程と同様に、事務局で資料を取りまとめて、各委員に文書にてお知らせする、という方法によって代替措置を講ずることが可能であることから、3月の本審を省略できるのではないかと考えているところでございます。

以上を踏まえ、本年度におきましても、12月及び3月の本審を省略することについて、ご審議をお願いいたします。

なお、省略するとした場合でも、今後、審議会で審議しなければならないような事項が出てくる可能性があり、その場合には、事務局から速やかに会長へお伝えし、会長にご判断いただいたうえで、審議会を招致することもあり得ます。その点につきましても、どうぞ、お含み置きいただきますよう、よろしくご申し上げます。

以上でございます。

○ 山本会長

どうもありがとうございました。

今後の問題につきまして、ただいま、事務局より、ご説明があったかと思えます。

まず、第1点目に、産別最賃の専門部会で、もし万一、全会一致に至らなかった場合には、本審を再度開催するということが考えられます。その場合の日程は、各専門部会の審議の状況をみて調整していきたいというのが1点であります。

次に、平成17年度までは12月と3月に定例的な本審を開催していたようでありまして、平成18年度以降は、これを開催しておりません、省略しております。本年度も12月、3月の本審は、省略しても進めることが出来るのではないかとこの点が2つ目です。

同時に、もし、結審した場合、各専門部会の廃止手続きが必要になりますけれども、異議の申出がなかった場合、その異議申出締切日の翌日をもって廃止するというのを、あらかじめ、この本審で議決しておくことが必要であるということでもあります。

本審を省略するための代替措置といたしまして、本審で行っていた、各部長の報告あるいは産別最賃の意向の表明などは、事務局からの様々な報告や説明など、これについて、12月及び3月中に、それぞれ文書で行うということが提案の内容であろうかと思いますが、以上のような取扱いをしたいという点につきまして、何か、ご質問、ご意見ありますでしょうか。

よろしいでしょうか。

○ 山本会長

それでは、特に、ご異議もないと思えますので、第5回の本審を開催することになった場合の日程につきましては、各専門部会の審議状況をみて事務局で調整をしていただくということになるかと思えますので、よろしくお願いをいたします。

また、結審した各専門部会につきましては、異議の申し出がなかった場合には、その異議申出締切日の翌日をもって廃止するというにしたいと思えます。

なお、全ての産別において全会一致で結審した場合には、第5回本審は開催しないということになりますけれども、第5回本審を開催しないということについては、事務局から委員の皆様と連絡をよろしくお願いいたします。

本審で行ってまいりました、各部長の報告・産別最賃についての意向の表明などにつきましては、事務局からの報告等について、12月及び3月に文書で行っていただくという取扱いで、12月、3月の本審は省略するというにしたいと思えます。

以上のように、よろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 山本会長

ありがとうございます。

それでは、事務局提案のとおり措置を講じるということを前提にして、本年度も、今後の本審は、省略するというにしたいと思えます。

なお、この決定に関わらず審議する議題が生じるという場合もありますので、その場合には、事務局のほうにお知らせいただき、その必要に応じて私の判断で審議会を開催することがあり得ることは言うまでもありませんので、念のため申し添えておきたいと思えます。

その他、何かございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、特にご意見がないようですので、最後に、議事録の確認者を指名したいと思います。

労側は、白石委員でお願いいたします。

○ 白石委員

はい。

○ 山本会長

使側は、濱上委員で、よろしくをお願いいたします。

○ 濱上委員

はい。

○ 山本会長

それでは、以上をもちまして、予定しておりました全ての議題が終了しましたので、本日の審議会はこれで終了したいと思います。

どうも、ご審議、ありがとうございました。